「愛知の発明の日記念講演会開催事業」業務委託 仕様書

1 委託業務名

「愛知の発明の日記念講演会開催事業」業務委託

2 業務目的

本県では、自動織機を発明し、この地域の産業の礎を築いた豊田佐吉氏が、明治 31 年に日本初の動力織機の特許を取得した8月1日を「愛知の発明の日」と定め、広く県民の皆様に発明や知的財産の重要性を考えていただく機会としている。

この8月1日「愛知の発明の日」に愛知の発明の日記念講演会(以下、「記念講演会」) を開催するとともに、次代を担う科学技術人材育成の場となっている県内27の少年 少女発明クラブ(※)について周知することで、「愛知の発明の日」の周知と「発明」 及び「知的財産」の重要性を普及啓発する。

※令和5年度は27クラブ設置予定

県内の少年少女発明クラブについては、以下のWebサイトを参照 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/san-kagi/aichi-hatsumei-club.html

3 契約期間

契約締結日から令和5年9月29日(金)まで

4 業務内容

(1) 「愛知の発明の日」記念講演会の開催

(ア) 内容

- 会場 名古屋市内
- 開催方法 ハイブリッド開催(会場開催、及びオンライン開催)
- 参加者 200~300 名程度(会場開催)
- 参加費 無料
- プログラム
 - · 主催者挨拶
 - · 基調講演

発明や知的財産、科学技術に関する普及啓発、知財経営の普及・導入促進 に資するテーマについて、2名の講演者からそれぞれ60分程度の基調講 演を行う。

○ その他

会場内に県内少年少女発明クラブに関するPRブース等を設ける。

(イ) 運営等

- ・ 記念講演会の集客につながり、参加者の発明や知的財産、科学技術への興味、 関心を高めることができる講師1名を選定すること。講演内容は、発明や知的 財産、科学技術を大切にする気運をより積極的に醸成するものとする。なお、 選定にあたっては、県と協議を行うものとする。
- ・ 講師への出演交渉等、出演に係る手配を行うこと。
- ・ 講師1名の旅費及び謝金の支払を行うこと。
- ・ 会場は、名古屋市内で200名以上収容可能な交通の利便性が良い会場で、(ア) を実施することのできる場所を選定し、申込み、会場使用料の支払い等の手続 を行うこと。なお、会場の決定にあたっては、県と協議を行うものとする。
- ・ 開催に必要な物品や機材、吊り看板等を準備し、設営すること。また、終了後は、原状回復すること。
- ・ 運営にあたっては、講師の他に参加者のサポートや進行の補佐を務めるスタッフを配置する等、必要な人員を配置すること。
- ・ 進行にあたり、司会を1名配置すること。運営上支障がなければ、運営スタッフと兼務でも可とする。
- ・ 運営マニュアル(当日の事務作業・役割分担・留意事項等をとりまとめたもの) 及び進行台本等を作成し、講師への対応、司会進行、写真等による記録等運営 に必要な事務を行うこと。
- ・ 記念講演会会場の一角等に、参加者に対し県内少年少女発明クラブの活動をPR するブース・展示等を企画・設置すること。
- ・ 参加者への配布資料 (プログラム、及び講演資料等) を作成し、配布すること。
- ・ 参加者に対するアンケートを実施し、その集計及び分析を行うこと。また、アンケート項目は県と調整すること。

(ウ) 広報

- ・ 広報にあたっては、チラシ及びポスター(いずれも「愛知の発明の日」普及啓 発ロゴマーク入り)をデザインし、電子データを県に納品すること。
 - ▶「愛知の発明の日」普及啓発ロゴマーク (ロゴマークの取扱基準あり)



他、白黒図画2種

- ・ 広報に係るチラシ及びポスターは「愛知の発明の日」をPRする趣旨を踏まえ たデザインとすること。
- ・ その他、Web、SNS 等を活用した、集客のための効果的な広報の手段・内容を提案すること。

(エ) その他付加提案

その他、本事業の趣旨に合う上記 (ア) ~ (ウ) 以外で付加提案する事業があれば、提案に盛り込むことを妨げないものとする。ただし、内容等については、 県との協議により決定すること。

留意点

- ・ オンラインに係る業務については、本委託業務に含まない。
- ・ 講師については、1名分の選定、出演交渉、及び謝金等の支払を行うこと。他の 1名分については県で手配するため、本委託業務に含まない。但し、当日の運営 においては、講師2名分の進行管理を行うこと。
- ・ 記念講演会参加希望者への事前案内及び受付、出席者の名簿管理については県が 実施するため、これに係る事務作業は本委託業務に含まない。

(2) 事業全体の運営・管理等

- ・ 本事業を実施するにあたり、県担当者と連絡を密にし、事前に県と十分に協議 すること。
- ・ 事業実施計画、事業実施スケジュールを作成し、県の承認を得て業務を実施すること。
- ・ 事業の進捗状況等について、随時打合せ及び報告を行うこと。また、打合せ内 容等を記載した議事録を提出すること。なお、議事録は電子データでの提出で 差し支えない。
- ・ 県がその他実績等に関する報告を求めた場合は、その都度報告すること。
- ・ 委託事業の実施にあたり、問題等が発生したときは、県に遅滞なく報告すると ともに、誠実な対応を行うこと。
- ・ 本仕様書に定めのない事項については、県と調整を行い、合意を得て対応する こと。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置を講じ、対策の基本方針と具体的な措置を講じるのか提案すること。

(3) 成果報告書の作成

愛知の発明の日記念講演会開催業務に係る実績(メディア等への掲載記事の収集等を含む。)及びアンケート結果をまとめ報告書を作成する。

5 成果物の提出

(1) 成果物

- ・ 報告書(各種マニュアル等を含む。)3部 (報告書は、A4判で簡易製本とし、写真等は適宜カラー印刷とする。)
- ・ 報告書、PRツール等のデータを記録した電子データ(DVD-R)1

(2) その他

- ・ 報告にあたっては、別途指示する日までに報告書(案)を県に提出し、その内容 について県と調整すること。
- ・ 受託者は、別途県が定める書類(完了届、請求書等)を提出するものとする。

(3) 提出場所

愛知県経済産業局産業部産業科学技術課(愛知県本庁舎2階)

6 その他

- ・ 個人情報及び関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。
- ・ 受託者は、成果品に対し、著作権法に規定する著作権が発生する場合、その権利 を成果品の引き渡しとともに県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使 しないものとすること。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責 任において処理すること。
- ・ 納入される成果品について、第三者が権利を有する著作権(以下「既存著作物等」 という。)が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な負担 及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- ・ 業務委託の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計 処理を行うこと。
- ・ 受託者は事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保存しておかねばならない。
- 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- ・ 本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、県、受託者協議の上、解決に努めるものとする。